

## 国立大学法人島根大学大学評価評議会規則

(平成17年島大規則第84号)

(平成17年10月26日制定)

[平成18年3月22日一部改正]

[平成19年3月26日一部改正]

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人島根大学管理学則(平成16年島大規則第1号。以下「管理学則」という。)第8条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人島根大学大学評価評議会(以下「大学評価評議会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 大学評価評議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 各学部長
- 四 法務研究科長
- 五 医学部附属病院長
- 六 事務局長

### (任務)

第3条 大学評価評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 島根大学における評価の基本方針に関すること。
- 二 国立大学法人評価委員会による評価への対応の基本方針に関すること。
- 三 認証評価機関による評価への対応の基本方針に関すること。
- 四 その他大学評価の基本方針に関し学長が必要と認めた事項

### (会議の議長及び主宰)

第4条 大学評価評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、大学評価評議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名する理事がその職務を代理する。

### (運営)

第5条 大学評価評議会は、代理者の出席を認めない。

- 2 大学評価評議会は、議長が特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

### (議決)

第6条 大学評価評議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席した委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (事務の処理)

第7条 大学評価評議会の事務は、総務部総務課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、大学評価評議会の運営等に関し必要な事項は、大学評価評議会が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。